

令和7年5月7日

## いろいろな情報

### ○「一般社団法人札幌中小建設業協会代表者研修会」開催

4月10日、経済センター8階大会議室において、令和7年度の代表者研修会が開催されました。本号では、市関係部局より資料提供を受け、当日の研修概要について誌上にて報告いたします。



“研修風景”

## 代表者研修会

4月10日開催の「代表者研修会」について、研修会の概要をご報告いたします。今年度成立した建設関係部局の関係事業や予算額について、①建)土木部 高橋街路工事担当課長、②下)事業推進部 酒井管路工事担当課長、③水)給水部 石森技術管理・危機対策担当課長、④都)建築部 松本建築保全課長から、また、⑤財)管財部 宮工事契約担当課長からは、入札制度改正に関する御説明がありました。詳しくは以下をご覧ください。

## 令和7年度代表者研修会

### 建設局土木部関係 ～ 講師 街路工事担当課長 高橋 英和 氏

札幌中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より本市の建設行政、また、雪対策事業に対しまして、格別のご理解、ご協力をいただいております、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、この度は代表者研修会ということで、札幌市からは、「令和7年度の工事関連予算」や「土木部所管発注工事の見通し」、「土木工事に関連する札幌市の取組」について、お話しをさせていただきます。

#### (1) 令和7年度の工事関連予算について

札幌市の令和7年度の一般会計の予算額ですが、施政方針に掲げた2つの未来のさっぽろ、「誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街」「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」の実現に向け、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023に掲げた各事業を着実に推進するとともに、新たな行政課題に的確に対応するため、過去最大の予算規模となる、対前年度比2.0%増の1兆2,666億円を計上しております。

その内、道路・街路や公園整備等の社会基盤整備や市有建築物の保全費、除雪費などに充当される土木費は1,272億円（対前年比▲252億円）となっております。

土木部関連の予算ですが、除雪費なども含めた総額で683億円を計上しております。主な事業としては、舗装等整備費として約69億円を計上しており、その内、予防保全型の計画的な修繕を実施する幹線・補助幹線等のオーバーレイについては、増額となった昨年度と同規模の約41億円を計上しております。

続いて、生活道路関連につきましては、156路線の整備などに要する経費として約46億円を計上しております。

3つ目に道路事業としまして、札幌北広島環状線を含む9路線の道路改良や無電柱化などに要する経費として、約40億円を計上しております。

4つ目に安全・安心な道路環境を整備するため、都心地区を含む20地区の歩道バリアフリーや南4条線を含む7か所の事故危険箇所対策などを進める経費として、約38億円を計上しております。

5つ目に橋りょう関係につきましては、環状北大橋を含む41橋の橋りょう長寿命化や、湖水大橋を含む2橋の耐震補強などに要する経費として、合わせて約15億円を計上しております。

最後に街路事業としまして、環状通を含む17路線の街路改良や無電柱化などに要する経費として、約71億円を計上しております。

(以下、中略)

### (3) 土木工事に関連する札幌市の取組について

#### ○「週休2日工事」について

「週休2日工事」については、建設業が若年層に選ばれる入職先となるために必要な方策の1つとして、平成30年度より試行的に実施していたものですが、土木工事においては令和6年11月単価を使用する工事より、当初設計より月単位の週休2日工事として経費を補正したうえで、発注しております。昨年度と同様に、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、経費の減額を行うほか、工事成績評定で1点を減ずる措置を行うこととなりますので、ご注意ください。

この取組につきましては、担い手確保や入職しやすい環境づくりを目指すものでありますので、ご理解いただき、適切な工程管理に努めていただきますようお願いいたします。

#### ○「ICT活用工事」について

「ICT活用工事」については、現在、土工や地盤改良工など5工種を中心にICT活用工事を実施しておりますが、より効果を実感できるICT施工を推進するため、生活道路整備工事および舗装路面改良工事において、FirstStepSAPPORO型（ファーストステップサッポロ型、以下「FSS型」という。）のICT活用工事を発注しております。これは、ICT導入の課題として挙げられる「何から始めたら良いかわからない」「ICT導入のメリットがわからない」「導入にあたってコストが掛かる」等を解決するべく、現場代理人がICT導入メリットを実感できる測量作業に重点を置いた型式です。また、今年3月に策定した施工マニュアルにより、従来施工フローとICT施工フローを比べ、どの作業がICTを活用できるか明確にいたしました。更に自動追尾型TSリース相当となる単価を策定し、企業の方々の負担を軽減しております。

令和6年度には、実際の工事現場において、実証実験としてこのFSS型のICT活用工事を行っており、「意外に簡単で難しくなかった」「導入メリットを実感できた」「導入時の心理的ハードルが低くなった」等の声をいただいております。札幌市公式ホームページでは、FSS型の解説動画を公開しておりますので、ぜひご覧ください。また、ICT活用工事を受注する機会があった際には、工事監督員と協議しながら、積極的に取り組んでいただければと思います。

このほか、ICTを積極的に活用していただくため、今年度も技術者向けのICT研修やホームページ及び相談窓口を設けており、市としてもICT活用工事の推進に向けて取組を強化していきますので、企業の皆さまも、生産性向上に向け、積極的にICTをご活用いただきたいと思っております。

◆札幌市公式ホームページ「建設局ICT活用工事について」

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/ict.html>

## ○「さっぽろ建設産業活性化プラン」について

この計画は、「地域の守り手」である建設産業が、将来に渡り体制を維持していくため、札幌市と業界が課題や目標を共有し、両輪となって取り組んでいくための指針ですが、様々な状況の更新等を行い、さっぽろ建設産業活性化推進協議会等でご意見をいただきながら、今年度の3月に2期目の計画を策定いたしました。

令和6年度に実施した主な取組としまして、建設産業のPR事業として、これまでに引き続き、夏休み親子土木施設見学ツアーや土木施設めぐり女子ツアーを開催したほか、下水道科学館のイベントにおけるブース出展や図書・情報館での特別展示など、幅広い世代への広報活動を行ってきました。今後も、効果的に建設産業のPRを行っていきます。

また、企業の皆さまが実施する担い手確保や生産性向上などの取組に対する「助成制度」につきましては、今年度から「免許・資格」の取得や「建設DX」の推進に対する支援制度を新設、「インターンシップ」に対しては、今までになかった1日単位の受入に対する支援などのメニューを拡充し、合計8つのメニューにおいて、引き続き支援してまいりますので、積極的にご活用いただきたいと思います。

引き続き、業界の皆さまとの意見交換を行いながら、実効性のある施策を進めてまいりますと考えておりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

### ◆札幌市公式ホームページ「建設産業を支援する各種助成制度」

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyousei/kigyousei.html>

最後に、札幌市では、工事発注に際しては可能な限り市内企業への優先発注を原則とし、地元建設業者の受注機会の確保に十分配慮していくことを基本方針としております。

私ども建設局土木部といたしましても、この方針にもとづき、工事の発注を行っていきたいと考えております。

今後とも札幌市のまちづくりを担うパートナーとして、様々な場面で連携しながら、より良い関係の継続をお願い申し上げます。

下水道河川局関係 ～ 講師 管路工事担当課長 酒井 勲 氏

皆さま方におかれましては、日頃から、本市の下水道・河川事業に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私からは、情報提供ということで、今年度の下水道河川事業についてご説明させ

ていただきます。なお、これからお伝えする金額等につきましては、今後の予算執行状況などにより、変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願いいたします。

はじめに令和7年度下水道建設事業予算(案)の内容についてご説明いたします。まず、項目1番目の「令和7年度下水道建設事業費」についてですが、令和7年度の当初予算として、373億4300万円を計上しております。令和6年度当初予算の318億3400万円と比べまして、55億900万円、率にして約17%の増加となっております。

続きまして、項目2番目の「事業内容」についてですが、こちらは施設別の内訳を示しております。まず、管路につきましては、256億8400万円を計上しており、整備延長は35.8kmを予定しております。次にポンプ場につきましては、記載している5か所で22億9100万円、処理場等につきましては、記載している11か所で93億6800万円を計上しております。

項目3番目、「施設別の主な事業概要」についてご説明いたします。はじめに、「(1)下水道施設の再構築」ですが、これは、下水道施設の機能を保全するため、老朽化した管路や処理施設の機械、電気設備の改築などを継続して推進する事業で、343億900百万円の事業費を計上しております。詳細につきましては、まず管路事業ですが、都心アクセス道路整備に伴う幹線の移設として、5.6kmの整備を行う予定で、事業費として約110億円を計上しております。次に、老朽管対策として、24.0kmの改築を行う予定で、事業費として約75億円を計上しております。次に、道路事業など、ほかの部局が実施する事業に伴って生じる管路の新設などとして、4.0kmの整備を行う予定で、事業費として約48億円を計上しております。

続きまして、ポンプ場・処理場の事業ですが、手稲中継ポンプ場のポンプ設備の増設として約16億円、ポンプ場の機械・電気設備の改築に約5億円、水再生プラザの機械・電気設備の改築に約37億円、西部スラッジセンターにおける乾燥機等の改築に約26億円、東部スラッジセンターにおける焼却施設の改築に約16億円、水再生プラザの覆蓋設置に約9億円を計上しております。

次に、「(2)災害に強い下水道の構築」ですが、これは、大雨による浸水被害の軽減、地震時における下水道施設の機能確保のため、排水能力や耐震性の向上等の災害対策を継続して推進する事業となります。

まず、「雨水対策」では、中の島、新道東、山の手地区における雨水拡充管の整備として1.0kmを予定しており、事業費として約16億円を計上しております。このほか、浸水に弱い地区への対策として、1.2kmの整備を予定しており、事業費として約6億円を計上しております。

続きまして、「地震対策」では、マンホールの耐震化に約6800万円、マンホールトイレの整備に約3600万円、ポンプ場の耐震改修に約1億円、水再生プラザにおける耐震改修工事の実施設計に約3億円を計上しております。

最後に、「(3)下水道エネルギー・資源の有効利用」ですが、これは、脱炭素・循環型都市の実現に向け、下水道の持つエネルギーや資源の有効利用を推進する事業で、事業費として3億6200万円計上しております。内訳ですが、まず、川下公園ほか地域密着型雪処理施設実施設計に約2800万円、東部水再生プラザ雪処理施設新設工事等に約3億円を計上しております。

(以下、中略)

続きまして、河川事業についてご説明いたします。令和7年度の予算額は、25億8552万円で、令和6年度の予算額である、30億3759万円に比べまして、4億5207万円、率にして14.9%減少しております。

内訳につきましては、主要な事業のみご説明いたします。河川整備費につきましては、17億5997万円計上しており、このうち、「治水整備費」として13億9500万円を計上しております。このほか、河川施設保全更新費として3億200万円を計上しており、水害の要因となる堆積土砂のしゅんせつや、河道内の樹木の伐採など、河川施設の維持・修繕を実施する予定です。

続きまして、主な工事実施河川についてご説明いたします。河川改修では、洪水氾濫対策として、厚別区の厚別西川、北区の新西川、白石区の北郷川で護岸整備などを予定しております。また、北区の伏籠川流域では、河川改修とあわせた総合的な治水対策として、雨水が急激に河川へ流れ込むのを抑制するため、雨水を一時的に貯留する施設の整備を進めております。今年度は屯田南小学校で貯留施設の整備を予定しております。

(以下、中略)

最後にその他といたしまして、管更生工事の出来形管理基準の改定についてご説明させていただきます。管更生の出来形管理項目である仕上がり厚さについて、ばらつき判断を行わないことし、令和6年12月に下水道管きょ工事仕様書の改定をしております。仕様書改定前は管更生の施工が、10スパン以上ある場合にばらつき判断の対象としておりましたが、発注工事のスパン数によって成績に差がついてしまう実態に鑑みて、出来形管理の在り方について、再検討した結果でございます。ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。私からの情報提供は、以上となります。

結びとなりますが、今後とも、皆様下水道河川事業への一層のご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、札幌中小建設業協会様の益々のご発展と、皆様のご健勝を祈念いたしまして、私からの説明を終わらせていただきます。

水道局関係～講師 技術管理・危機対策担当課長 石森 英樹 氏

札幌中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より本市の水道事業に多大なるご協力、ご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、水道局の令和7年度予算および事業内容について、ご説明いたします。

なお、水道局の中長期計画である「札幌水道ビジョン」について、令和7年度から令和16（2034）年度までを事業期間とした「第2次札幌水道ビジョン」を昨年度策定しましたので、今年度からはこれに従い事業を実施してまいります。

まず、令和7年度の予算についてご説明いたします。令和7年度予算の内、「施設の建設や更新費用」につきましては、今年度から実施する配水管の整備や白川浄水場改修事業などを進めるほか、昨今の物価上昇の影響等もあり、札幌水道創設以来最高額の291億円となりました。

それでは、令和7年度の主要事業について、第2次水道ビジョンの枠組みに沿ってご説明いたします。

はじめに、「目標1 安全で良質な水の確保」の「豊平川水道水源水質保全事業」は、平成17年度に国庫補助事業の採択を受け、平成24年度に水管橋工事に着手して以来、順調に事業を進めてまいりました。令和7年度は、バイパスした自然湧水等を豊平川へ放流する前に水圧や水質を調整する管理センター関連の工事を進め、事業費は21億3,500万円を見込み、年度内にバイパス施設の供用を開始する予定です。

続いて、「目標2 安定した水の供給」です。

①の「配水管の整備」では、老朽化した配水管の更新や医療機関へ向かう配水管の耐震化などを行います。令和7年度は、約50kmの配水管整備を予定しており、事業費は143億7,900万円を見込んでおります。

②の「白川浄水場改修事業」は、既存浄水棟の改修時に不足する給水能力を補うため、第4浄水棟を新設するもので、令和7年度は、前年度に引き続き第4浄水棟や取水口などの工事を進め、事業費は63億9,100万円を見込んでおります。

③の「白川第1送水管更新事業」は、経年劣化が進み、耐震性も不足している白川第1送水管を更新することで、送水ルート耐震化及び二重化を進め、強靱な送水システムを構築するもので、事業費は11億9,000万円を見込んでおります。

④の「設備更新」では、浄水場やポンプ場・配水池で稼働している、様々な電気・機械設備が異常や故障などにより停止しないよう、計画的に更新を進め、事業費は25億3,000万円を見込んでおります。

⑤の「配水施設耐震化等整備事業」は、ポンプ場・配水池の耐震改修を行うもので、令和7年度は、前年度に引き続き硬石山配水池の工事を進めるとともに、南沢

(みなみさわ) 第2ポンプ場・配水池の着工を予定しており、事業費は5億4,300万円を見込んでおります。

次の「目標3 利用者に満足される水道」及び「目標4 健全経営のもと自律した水道」の①については省略しまして、②の「再生可能エネルギーの導入拡大」は、前年度に引き続き、豊平川水道水源水質保全事業で建設した高低差約70mのバイパス水路を利用した水力発電設備の整備を進め、事業費は、3億7,100万円を見込んでおります。

令和7年度の水道局予算と主要事業の概要につきましては、以上でございます。

(以下、中略)

水道局では、今後とも安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりますので、引き続き皆様方から、お力添えいただけますと幸いに存じます。

最後になりますが、本日ご参加されている皆様方の益々のご発展をご祈念申し上げます、結びの挨拶とさせていただきます。

都市局建築部関係 ～ 講師 建築保全課長 松本 丈史 氏

札幌中小建設業協会の皆様におかれましては、日頃より札幌市のまちづくりに多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、札幌市の公共工事の円滑な実施に向けまして、皆様にはご理解・ご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

私からは、令和7年度の都市局建築部における事業予定について説明いたします。

まず、資料1「令和7年度 都市局建築部予算」についてですが、建築部の今年度の当初予算の合計は、約67億円となっております。前年度予算と比較しますと、約38億9千5百万円、36.7%の減となっております。

各事業について簡単に上から説明いたしますと、「保全推進費」は、札幌市の「市有建築物の資産管理基本方針」に基づき、市有建築物の計画的な保全を実施する事業で、一般部局が所管する423施設を対象としております。市営住宅と学校などを除いた市有建築物の「保全業務」について、建築部が一元的に予算措置しているものです。

次に「市有建築物特定天井対策費」は、建築基準法の改正により、大規模空間の天井の基準が強化されたことを踏まえて、既存の市有建築物においても、人が日常立ち入る場所で、6mを超える高さにあり、面積が200㎡を超える吊り天井、いわゆる特定天井の脱落防止対策を進めるものです。予算額は、7千万円となっております。

り、WEST19 や西健康づくりセンター・八軒まちづくりセンターの2施設の改修工事を予定しております。

次に「建築管理費」ですが、こちらは事務的な経費となります。

続いて、今年度の保全推進事業の概要について説明いたします。資料2「令和7年度 建築部予算（保全推進費）の概要」をご覧ください。

1番目の保全推進事業費の総額は66億2千2百万円、前年度から約30億円の減少となっておりますが、これは前年度に札幌コンベンションセンター等の大規模な市有建築物の保全工事を実施した反動によるものです。

(以下、中略)

4番目に今年度の保全推進事業の対象となる主な市有建築物を載せております。厚別公園競技場、円山動物園の動物園センター、麻生球場などにおいて、継続工事として実施しているほか、今年度は、清田区総合庁舎の外壁改修や芸術の森アートホールなどの防水・外壁改修や電気、機械設備更新等の保全工事を実施する予定です。

設計業務としましては、円山球場、月寒屋外競技場のラグビー場などで、防水・外壁改修や電気、機械設備更新等の実施設計を予定しております。

続いて、各市有建築物の所管部局から、新築・増改築・改修工事などの予算を受けて実施いたします。受託事業の概要について説明いたします。資料3「令和7年度 建築部 受託予定事業の概要」をご覧ください。

(以下、中略)

2番目に今年度発注の主な新規工事を記載していますが、藻岩・啓北商業高校の新築、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校の新築、美香保団地A～C棟の新築、(仮称)北・東清掃事務所の新築などを予定しております。

3番目は、主な継続工事ですが、札幌圏消防指令システム更新が今年度、(仮称)真駒内地区義務教育学校の新築、発寒団地5号棟と集会所の新築が令和8年度のしゅん功予定となっております。

4番目・5番目は、工事以外の設計や監理、地質調査を記載しております。

(以下、中略)

また、建築部予算である保全推進事業は、来年度以降も継続的に進めていく事業であり、毎年の工事量の平準化や年間を通した工事の発注、適正な工期設定に努めていきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。

(以下、中略)

令和7年度の都市局建築部事業の概要は、以上となります。

最後となりますが、札幌中小建設業協会の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、私の説明を終わらせていただきます。

財政局関係 ～ 講師 管財部工事契約担当課長 宮 信彦 氏

札幌中小建設業協会の皆様方には、日ごろより、本市の工事や維持管理業務はもちろん、災害対応など多方面にわたり多大なるご尽力をいただいていることにつきまして、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

本日は、「工事契約に関する主な制度改正等について」ご説明をさせていただきます。

①の「公共工事設計労務単価の改定」についてご覧ください。国の設計労務単価は、13年連続して引上げとなり、令和7年度の単価は、全国平均で6.0%上昇しております。改定のポイントとしては、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映している点や、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映している点が挙げられます。

本市においても、国の適用に合わせて、本年3月1日以降の契約分から新労務単価を適用しております。これについては、事前に本市ホームページにてお知らせするとともに、設計変更の対象となる受注者の方には、契約書交付時にお知らせさせていただいたところです。皆様におかれましては、品確法の趣旨に鑑み、引き続き、適切な賃金水準の確保にご協力をお願いいたします。

次に、②の「軽易な設計変更の基準額引上げ」についてご覧ください。工事の設計変更を行う際は、契約内容の変更手続を終えた後でなければ、受注者は該当箇所を施工できないことを原則としております。しかしながら、全ての設計変更を同様に扱うと実務上不便であるため、軽易な設計変更については例外として事前着手を可能とし、工期末に一括して変更手続を行うことができるものとしております。

この事前着手が可能な「軽易な設計変更」の基準額について、昨今の資材価格の高騰等を踏まえ、令和7年4月1日以降に設計変更手続を行う案件から引き上げることといたしました。具体的には「1,000万円未満」の部分「3,000万円未満」に変更しております。これに伴い、工事管理室で定めている「請負工事設計変更等ガイドライン」を改正しておりますので、詳細につきましては工事管理室ホームページにてご確認ください。

次に、③の「最低制限価格等の引上げ」についてご覧ください。札幌市の最低制限価格及び調査基準価格については、既に国や道の水準以上の設定としております

が、建設業のコスト構造の変化をきめ細かく見ていく必要があると考え、企業経営に影響を与える要因について、実態把握を行ってまいりました。

課題といたしましては、昨今、顕著となっている資材費や人件費の高騰といった点がございしますが、これについては、資材単価の速やかな改定やスライド条項の適切な運用のほか、設計労務単価改定の早期適用を行うなど、実勢価格との乖離を出来るだけ抑える取り組みを行っております。

しかしながら、その一方で、人材の確保・教育に係る費用やDX関連経費など、ここ数年で新たにコスト増となった項目があり、これらについては、最低制限価格等に適切に反映すべきものと判断いたしました。具体的には、工事については、引き上げる前の一般管理費等の算入率は国や道の68%より2ポイント高い70%でしたが、これをさらに5ポイント引き上げ75%といたしました。

また、最低制限価格等の設定上限についても92%から94%に2ポイント引き上げています。これらの最低制限価格等の引き上げは、本年4月1日以降に告示する案件から適用しております。

次に、④の「その他改正事項」についてご覧ください。まず、「工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に係る取扱い」について、ご説明いたします。

令和6年12月13日に改正建設業法第20条の2第2項が施行され、建設業者は、契約前の建設工事について、工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約変更手続きを円滑にするため、契約締結までに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。これに伴い、本市でも、その際の取扱いについて定めましたので、手続きに関する詳細は、本市HP又は添付資料をご参照ください。

次に、「事後審査書類のオンライン申請の導入」について、ご説明いたします。札幌市では工事契約に係る一般競争入札参加資格確認申請書類（事後審査書類）の提出について、従来の持参による提出に加えて、パソコンやスマートフォンから提出が可能なオンライン申請を令和6年12月から導入しておりますので、必要に応じてご活用ください。申請方法に関する詳細については、札幌市HP又は添付資料をご参照ください。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。